

○東京藝術大学芸術教科研修推進室要項

〔 令和元年5月22日
制 定 〕

(設置)

第1条 本学に、東京藝術大学芸術教科研修推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進室は、文化庁及び全国芸術系大学コンソーシアムと連携のもと、芸術教科担当教員を対象に今後の芸術教育の方向性や文化と教育両分野の一体的な研修プログラム等を企画立案することを目的とする。

(組織)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長特命（社会連携担当）
- (2) コーディネーター
- (3) 専門スタッフ
- (4) その他室長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第4号に規定する者の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(室長)

第5条 推進室に室長を置き、学長特命（社会連携担当）をもって充てる。

2 室長は、推進室を主宰する。

(コーディネーター)

第6条 コーディネーターは、室長の命を受けて、第2条に掲げる目的のための企画立案、連絡調整等を行う。

(専門スタッフ)

第7条 専門スタッフは、室長及びコーディネーターの命を受けて、芸術教科の研修プログラムの専門的事項を処理するものとする。

(特任教員等)

第8条 推進室に特任教員及び非常勤講師を置くことができる。

2 第3条第2号及び第3号に掲げる者は、特任教員又は非常勤講師をもって充てる。

3 前項の特任教員の就業にあたっては、「東京藝術大学有期雇用職員就業規則」非常勤講師の委嘱にあたっては、「東京藝術大学非常勤講師等の業務の委嘱等に関する取扱要項」を適用するものとする。

(運営委員会)

第9条 推進室に運営委員会を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 推進室の基本方針に関すること。
- (2) 推進室の管理運営及び人事に関すること。
- (3) その他室長が必要と認めたこと。

2 運営委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長特命（社会連携担当）

- (2) 美術学部長
- (3) 音楽学部長
- (4) 両学部教職課程担当教員のうちから学部長が推薦する者 各1人
- (5) その他委員長が必要と認めるもの

4 前項第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第10条 室長が必要と認めるときは、専門的事項を審議、企画立案、実施するため、推進室に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、室長が別に定める。

(庶務)

第11条 推進室の庶務は、社会連携課において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年5月22日から施行する。